

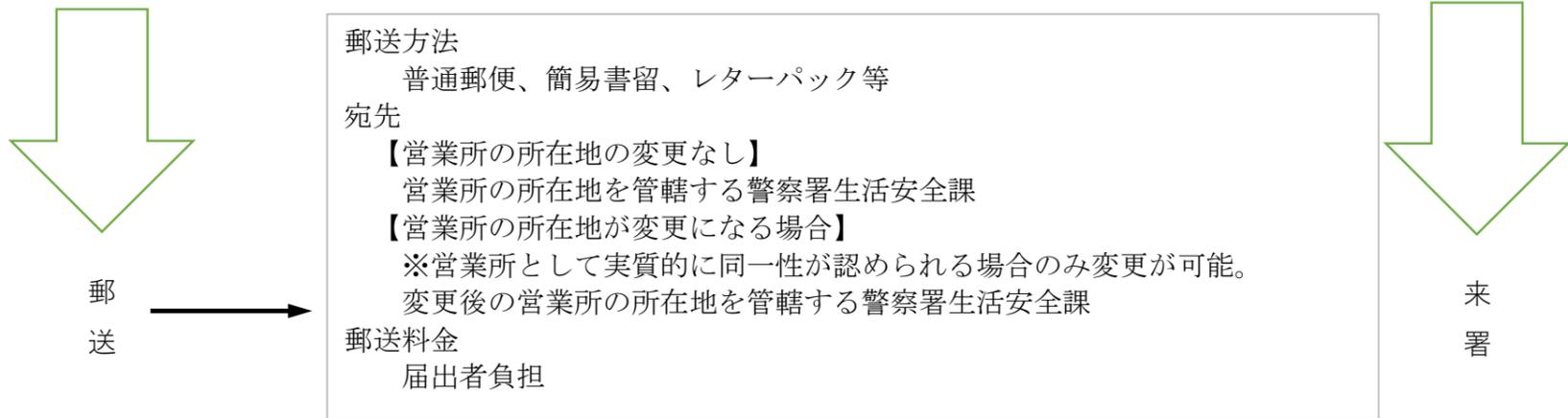
探偵業の届出事項の変更に関する郵送届出

茨城県内では、探偵業の業務の適正化に関する法で規程されている下記届出について郵送届出が可能。

探偵業の届出事項の変更の届出（探偵業法第4条第2項の届出）

準備書類

- ・探偵業変更届出書（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則 別記様式第3号）
- ・添付書類
変更事項を疎明する書類
例：住民票の写し、登記事項証明書等



警察署（宛て先警察署の生活安全課）へ郵便物の到着 又は 来署による届出

申請書の記載事項及び添付書類の適否の調査

不備あり

不備なし

書類不備に対する措置（来署による届出の場合は その場で訂正を求めること）

【軽微な補正】

- ・電話により聴取し、届出書には補正内容を朱書きする。
 - ・電話補正報告書を作成し記録化する。
- （例）誤字・脱字等

【書類不備等に対する措置】

- ・大幅な補正が必要な場合
生総課へ問い合わせた後、対応する。
- ・添付書類の不備
架電して必要な添付書類を教示の上、不足書類の郵送又は来署による書類の受領

【許可等事務管理システムへの登録】

- 修正登録
- ・郵送による届出の旨の簡記
 - ・不備理由の簡記

不備なし

- ・許可等事務管理システムへの届出受理登録
- ・申請等受付票兼受領備考欄に「郵送受理」と記載
来署者確認欄は空欄

申請書等の受理・決裁